

令和7年度第2回 淡路市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年1月15日（木）
開会 午後2時 閉会 午後3時30分
- 2 場 所 淡路市防災あんしんセンター 2階 多目的ホール
- 3 出席委員 中山雅勝、谷口沙織、島上久生子、下勝健司、東根正二、大橋 明、
中田勢津子、福富昭伯、濱口雅明、大倉雷太、辻本 稔、長野元昭、宮本 肇、
藪内博章、猪坂貴子（順不同・敬称略）
- 4 欠席委員 なし
- 5 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名
久住達哉（健康福祉部長）、細川量子（同部次長兼福祉総務課長）、
伊藤伸江（同課主幹）、山本真弘（同課主幹）、
谷 博志（総務部付部長（税務担当））、原田千栄（同部税務課長）
大上英治（同課主幹）、
- 6 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
なし
- 7 協議事項
 - (1) 令和8年諮問第1号淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについて
 - (2) 令和8年諮問第2号淡路市国民健康保険税保険条例の一部を改正することについて
- 8 協議の趣旨
 - (1) 令和8年諮問第1号淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについて
 - 税務課 令和8年諮問第1号について説明
 - 委 員 国民健康保険税の影響というところで、令和8年度から段階的に増額するという事は、令和8年度に新たに税率を決めて、また令和9年度も税率改正して増額になっていくということになるのか。
 - 税務課 令和8年度については、国で約6,000億円の子ども・子育て支援金を徴収することとしており、令和9年度は、更に拡充され約8,000億円、令和10年度で最終的に約1兆円の規模となり、3か年毎年集める金額が増えるため、税率も3か年上がっていく。
 - 委 員 国民健康保険税の額は、所得に応じて分けているが、1年間に1回も医者に行かない人と、1年間に何十回も行く人とが、同じ割合の保険税となるのか。

厚生年金では、年間1回も病院に行かない人には、何かお返しするような制度があるが、国保はどうか。

- 税務課 そういった制度はない。
- 委員 段階的にこの税率が上がるという話の中で、令和8年度は諮問があったが、令和9年度も同じように税率改正のために協議会に諮問するのか。
- 福祉総務課 税率の改正に当たっては、規則で協議会に諮問することになっていることから、同様に諮問をし、協議会の判断をいただくことになる。
- 委員 今までは、3か年を見通して税率を決めてきた。しかし、今回の場合は、子ども・子育て支援の関係もあり、税率が毎年変わるということだが、この子ども・子育て支援も3か年分の税率改正を今回に協議することは困難か。
- 税務課 今回のお示しした税率は、県から示される標準税率を参考に定めている。来年、この率がいくらになるかは今の段階では分からない。
その都度諮問をし、協議いただきたいと思っている。
来年は、これまでの3か年の税率を決めた最後の年で、もう一度3か年分を見直すことになる。
- 委員 今年は難しいと思うが、来年には子ども・子育て分も含め令和9年度の予測をして協議会に諮問できるか、それとも、令和9年も諮問したけど、令和10年も諮問しなければならないのか。
- 税務課 毎年、県から子ども・子育て支援交付金の額が割り当てられる。
その金額に応じた税率をその都度定める必要がある。その金額が試算できないため、県の数値が出た時点で、改めて諮問させていただく。
- 委員 今後、県で税率を決めてくる話の中で、市は、今まで3か年の税率を決めていたが、これからは毎年税率改正するという事か。
- 福祉総務課 子ども・子育て支援分に限らず、全て標準税率を導入するとなった場合、税率が毎年変わる可能性がある。ただし、県が決めた税率を踏襲する形になると答えが決まっているような内容を、あえて協議会に諮問し答申を得るのか、それとも県の示す標準税率に倣うというような答申をいただくのかは、未定である。
- 委員 子ども・子育て分が、3年間段階的に上がるという話だが、資料で令和8年度の所得割の率が100分の0.3となっているが、この部分が段階的に上がるのか。その推移はどうなるのか。
- 税務課 令和8年度に子ども・子育て支援納付金として集める金が全国で約6,000億円である。それが令和9年度に約8,000億円となることから、段階的に上がることが予想される。

令和10年度には、最終的に1兆円を国で集めることになることから、そこまでは右方上がりとなり、その後は、ある程度一定の金額になると想定している。

○ 委 員 ということは、令和8年度は想定で所得割の率が100分の0.3だが、令和9年度は0.5や0.7になるということか。

● 税務課 県から示される淡路市の必要な納付額が分かれば算定が可能だが、初めての制度であり、今後どれぐらいになるかというのが試算でないため、今の段階では提示できない状況である。単純に考えれば1.3倍程度になると思う。

令和8年度の国の想定額である6,000億円が8,000億円となり、1兆円となるので、1.3倍でその次も1.3倍となり、0.3が0.4となり、0.5と毎年段階的に上がっていく予想をしている。

○ 委 員 子ども・子育て納付金は、国保に限らず他の健康保険も同じか。

● 税務課 全ての健康保険が対象となる。

○ 委 員 今の淡路市国民健康保険税条例で定めている税率に子ども・子育て分の税率を上乗せする形になるのか。

● 税務課 はい。

○ 委 員 であれば、この方向での答申するほかない。

これは、国が決めた制度によるものを、県を通じて提示されたものなので、市で更に増減させる余地がない。

○ 委 員 市が納付する3500万円程度の子ども・子育て支援納付金の財源として、国保税を徴収しなければならない。

その財源をどういうふうに被保険者から徴収させていただくのか、税率の応能割を増やすのか、応益割を増やすのかといった話になると思う。

洲本市や南あわじ市の状況が分かれば、教えていただきたい。

● 税務課 この子ども・子育て分については、どの市も公表してないので分からないが、通常の分については、洲本市、南あわじ市共に、応能と応益は50対50となっている。

淡路市だけが55対45となっているが、この子ども・子育て分については、県の指針のとおり、本市も50対50で計算をしている。

○ 会 長 今、説明があったように令和8年度はこれで行くとして、国の必要額が6000億円、8000億円、1兆円になってきて、その都度税率を変えていく必要がある。淡路市の場合は、今までずっと3年間の税率を決めてきたが、今までの分は令和8年まで。

その上に今回、子ども・子育て分を加算するという事務局の説明であった。

- 委 員 この子ども・子育て支援金は、国の制度で、今後県から納付金及び標準税率が示された時点でその都度、審議していくということであり、試算の結果も過大でないことから、今回の諮問についてはやむを得ないと思う。
- 会 長 令和8年諮問第1号の淡路市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を定めることについては、妥当である旨答申することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 会 長 令和8年諮問第1号に対する本協議会の答申の方向性は妥当とする。

(2) 令和8年諮問第2号淡路市国民健康保険税保険条例の一部を改正することについて

- 福祉総務課 令和8年諮問第2号について説明
- 委 員 国保の被保険者とししないものを定めるということだが、今はこれに該当する方は国保の被保険者となっているのか。
- 福祉総務課 現在、本市の条例では定めていないが、実際には市内に被保険者となっていない方はいらっしゃると思う。
市では加入の申請に来ていただかなくては該当者を把握ができない。
この条件に該当する方は、他市から淡路市の里親のところに転入してきた際には、既に県の措置を受けた状態であり、国民健康保険に加入する必要がなく、届けに来ない。
実態は、このような運用になっているが、条例上は整備すべきと考える。
- 委 員 ということは、実情は変わらないが、条例整備をするということか。
- 福祉総務課 はい。県内41市町のうち、20市町については、この規定を既にて設けている。
- 委 員 被保険者とししないという話だったので、今現在淡路市に住所があるかは別にしても、そういう方で被保険者になっているのかと思っていた。
もし、被保険者になっているなら、国保税を支払い、福祉医療を受けているのが普通であるが、県が全額支給するのであれば、その必要がなくなるのかなと思って質問した。
- 委 員 県が全額負担するということが、生活保護の場合は、医療費や生活扶助費を国県市で負担する。この場合は、県が全額出してくれるのか。
次に、結核医療給付の廃止に係る改正については、金額的に見ても少額なので、この制度を廃止したいというように聞こえたが、例えば結核患者があった場合どうなるのか。
- 福祉総務課 一つ目の質問について、医療費は、県で措置されるということなので市の予算を介しません。

市外から淡路市の里親のところに児童が1人で措置され、その方にはここでいう扶養義務者がいない場合については、今回の条例で対象外となるが、扶養義務者がいる状態で、他市から淡路市に転入してきた場合は、当該児童はその扶養義務者がいる世帯に属しているものとして転入元の自治体の国民健康保険に加入することとなる。

扶養義務者がいないということになると当該児童に保険税をかけるのかということになるが、もちろん収入がないのでそういったことができない。

県の制度を使っていただくことになる。

○ 委 員 新たにそういうケースが生じることが今後考えられるが、そういった場合の市としての相談窓口はないのか。

● 福祉総務課 市では、こどもサポートセンターを設けており、そこが相談窓口になる。

二つ目の質問について、結核医療付加金の廃止は、支出額が少ないことが理由ではない。

結核医療付加金は、結果的には小額であるが、県内でも実施している市町、していない市町がある。

今後国保の税率を統一して納付金を算定していく中で、結核医療付加金の分についても納付金を徴収すると、その制度がない市町にとっては、他の市町の医療費のために納付金を支払うのは不公平になる。

淡路市では結核医療付加金の制度しかないが、精神医療の関係の給付を行っている市町もある。

そういった市町も廃止していくことになっている。

○ 委 員 ということは、これは県の指導か。

● 福祉総務課 県内の市町の申し合わせ事項になっている。

○ 委 員 県内市町が標準税率を導入する上で、平等化するために、各市町特有の制度は見直しを行うということと理解した。

○ 会 長 令和8年諮問第2号の淡路市国民健康保険条例の一部を改正することについては妥当である旨答申することに異議ありませんか。

○ 全 委 員 異議なし。

○ 会 長 令和8年諮問第2号に対する本協議会の答申の方向性は妥当とする。

● 福祉総務課 本日決定いただいた方向性に沿って答申を策定していく必要がある。

答申案は、委員各位のご意見を基に、事務局において作成し、次回の運営協議会までに送付させていただきたく。

次回、1月29日の第3回運営協議会において、各委員から答申案について加筆修正等のご意見をいただき、答申を確定する。